

「ゆがわら 2021 プラン」後期基本計画の策定について

1 後期基本計画策定の趣旨

湯河原町総合計画「ゆがわら2021プラン」は、まちづくりの指針として令和3年3月に策定され、その基本構想では、まちの将来像を「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち湯河原」としました。

その実現に向けて策定した5年間の前期基本計画は、令和7年度で最終年度を迎えますが、人口減少・少子高齢化の進行や国・県の動向など、町をとりまく状況は策定時から変化しています。

そのため、前期5年間の実績の検証や町を取り巻く現状と課題を把握し、より効率的かつ効果的に将来像の実現に向けて取り組むために、後期基本計画を策定するものです。

2 総合計画の構成と期間

「ゆがわら2021プラン」は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されています。

(1) 基本構想

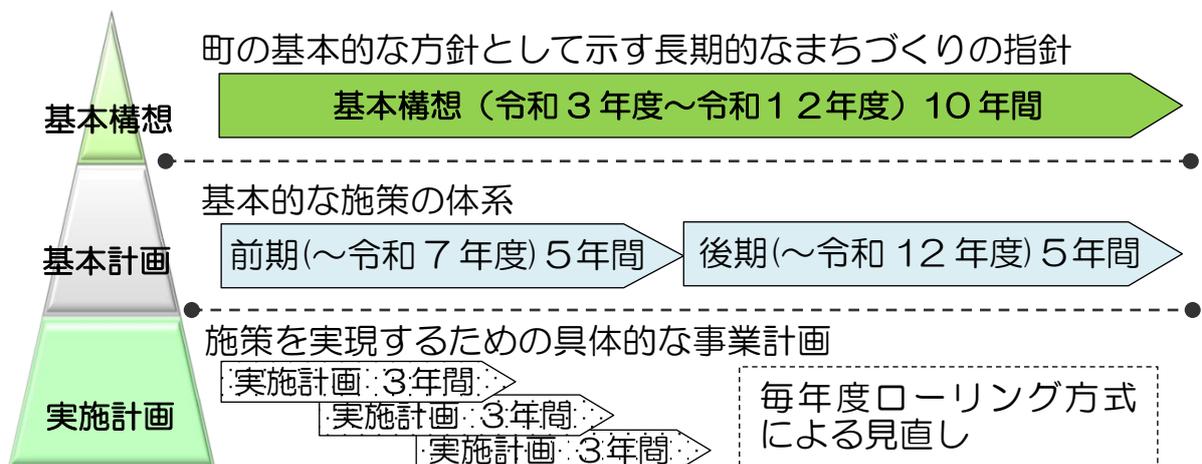
長期的に目指すべきまちの将来像と、その実現のための施策の大綱を明らかにするものです。令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年次とする10か年計画としています。

(2) 基本計画

基本構想を受けて、中期的にその実現を図るために必要な基本的な施策を体系的に示すものです。計画期間は、前期と後期に分け、それぞれ5か年計画とします。

(3) 実施計画

基本計画で示した基本的な施策を計画的、効率的に実施するための具体的な事業計画を明らかにするものです。計画期間は短期の3か年とし、ローリング方式により毎年見直しをしていきます。



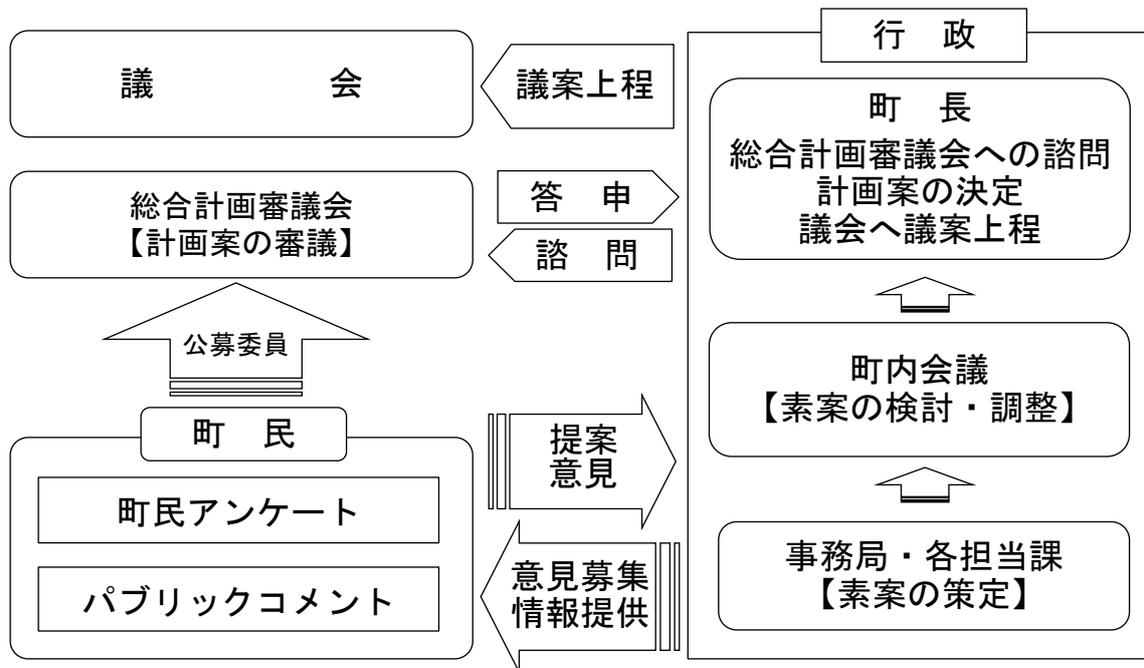
3 策定のための作業内容

- (1) 前期基本計画の検証
各施策の進捗状況の確認、課題の整理
- (2) 町民意見の反映
町民アンケート、パブリックコメントの実施
- (3) 後期基本計画の策定
 - ・各施策の基本方針の検討、時点修正
 - ・主要施策の検討

4 策定体制

- (1) 総合計画審議会
学識経験者、町内の各種団体の役員及び職員、一般公募の町民で構成する審議会を設置し、町長からの諮問に応じ、審議を行う。
- (2) 町民参加
審議会の公募委員、町民アンケート、パブリックコメント
- (3) 庁内
施策内容の検討及び修正については各所管課において実施。事務局（地域政策課）取りまとめのうえ、庁内会議において、素案の検討や調整を行う。

ゆがわら 2021 プラン(湯河原町総合計画)後期基本計画 策定体制図



5 スケジュール

年	月	内容	総合計画 審議会	町	町 民
R 7	4月	前期基本計画検証 施策内容の検討及 び時点修正 計画素案作成			
	5月			各課検証、検討 討、修正	
	6月			↓	町民 アンケート
	7月				
	8月			アンケート集計	
	9月		第1回審議会		
	10月	総合計画審議会へ の諮問	第2回審議会	計画素案作成	
	11月	計画素案修正 計画案作成	第3回審議会		
12月			議会常任委員会へ 計画案報告	パブリック コメント	
R 8	1月	総合計画審議会か らの答申	第4回審議会		
	2月	議会（審議） 【計画確定】		議案提出	
	3月				